

# 全国統一「震災緊急」資金融資の開始について

平成23年3月11日(金)に発生いたしました東日本大震災により被災された皆さまに対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

当金庫の地区(事業区域)において被害を受けられた方を対象とし、事業の経営の安定に必要な資金のための特別の助成に関する保証制度の取扱いを開始しましたのでお知らせいたします。

商品名	東日本大震災復興緊急保証(震災緊急)
取扱期間	平成25年3月29日(金)までに融資実行可能なものに限りです。
資金使途	運転資金・設備資金(事業の再建に必要な資金も含む)
お申しいただける方	次のいずれかに該当する中小企業者等 <b>【特定被災区域の方】</b> 地震・津波等により直接被害を受けた方(区市町村長等の罹災証明が必要) 原発事故に係る警戒区域、計画的非難区域、緊急時非難準備区域内に事業所を有する方(納税証明書、商業登記簿等の確認が必要) 震災の影響により業況が悪化している方 ・売上高等の減少(震災後3ヶ月につき前年同期比 10%以上減少)について区市町村長の認定が必要 <b>【特定被災区域外の方】</b> 特定被災区域内の事業者との取引関係により、業況が悪化している方 ・売上高等の減少(震災後3ヶ月につき前年同期比 10%以上減少)について区市町村長の認定が必要 震災に起因して、特定被災区域外の取引先の事業活動の停止、イベントの自粛等により急激に売上が減少している方 ・売上高等の減少(震災後3ヶ月につき前年同期比 15%以上減少)について区市町村長の認定が必要
ご融資金額	・2億8,000万円以内(無担保8,000万円以内) ※経営安定関連保証及び災害関係保証(H23年政令第18号に係るものに限る)と合算して無担保1億6,000万円、最大5億6,000万円までとする。
ご融資期間	・10年以内(据置期間2年を含む)元金均等返済
ご融資利率	・貸付期間に応じて次の利率 3年以内 1.5%、3年超5年以内 1.6%、5年超7年以内 1.8% 7年超 2.0% (各固定金利)
担保・保証人	・法人では代表者、組合では原則代表理事、個人事業主は原則不要 ・東京・埼玉県信用保証協会の保証を要し、担保は必要に応じて必要となります。
保証料	・東京都 0.4% ~ 0.7%、埼玉県 0.8%以内
印紙代	・ご契約に当たっては、所定の印紙代をご負担いただきます。
ご用意いただくもの	・以下の書類をご用意ください。 ①信用保証委託申込書(融資あつ旋用)及び信用保証委託契約書(融資あつ旋用)各1部 ②個人情報の取扱いに関する同意書 2部 ③決算書(個人の場合は所得税申告書)の写し(原則直近2期分)2部 ④原則として、事業税又は法人税(個人は所得税)の納税証明書 1部 ⑤法人の場合は商業登記簿謄本 1部 ⑥申込人及び連帯保証人の印鑑証明書 各1部 ⑦区市町村長等が発行する「り災証明」または「認定書」1部

※詳しくはお近くの支店窓口にお問合せ下さい。

※審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。